

令和6年1月19日
金沢市総務局監理課

令和6年能登半島地震に伴う施工中の本市発注の建設工事及び
建設工事に係る業務委託の取扱いについて（お知らせ）

標記の件について、別添のとおり各課（所）長あてに通知したので、参考にお知らせします。

監 理 号 外
令和6年1月19日

各課（所）長 様

監 理 課 長
企業総務課長
都市計画課長

令和6年能登半島地震に伴う施工中の本市発注の建設工事及び
建設工事に係る業務委託の取扱いについて（通知）

令和6年能登半島地震により、石川県内では施工中の工事現場も被災を受け、工事を続行できなくなる等の事態が発生しているほか、被災していない建設工事や建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）においても、当該受注業者が緊急度の高い応急復旧工事等への対応が必要となることも想定される。

については、施工中又は履行中の本市工事等について、下記のとおり取扱うこととしたので、受注者から工事等の中止に係る申し出があった場合には、受発注者協議のうえ適切に対応すること。

記

1 現在施工中の建設工事の取扱いについて

(1) 被災した場合

受発注者協議のうえ、金沢市工事契約約款（以下「工事約款」という。）第20条（工事の中止）に基づき、原則、工事を一時中止することとする。なお、一時中止期間は年度内を目途とし、延長が必要であれば、一時中止期間の延長を行うこと。

① 工事の打ち切りをする場合

(ア) 残存価値のある工事目的物、工事材料又は仮設物等（以下「残存価値がある工事目的物等」という。）がない場合

工事約款第60条に基づき、受発注者の協議による合意解除を原則とする。その際の工事約款第29条（不可抗力による損害）に基づく損害金の支払いについては、別途通知する。

(イ) 残存価値がある工事目的物等があり、受注者から引渡しを受ける場合

工事約款第19条（設計図書の変更）及び第24条（請負代金額の変更方法等）に基づき、引渡しを受ける部分のみを請負代金額とする減工の変更契約を行い、完成払を行った上で、工事を終了することとする（契約解除はしない）。

なお、工事約款第29条（不可抗力による損害）に基づく損害金の支払

い請求があった場合の対応については、別途通知する。

② 工事を続行する場合

受発注者協議のうえ、工事を続行する場合は、必要に応じて工事約款第19条（設計図書の変更）及び第24条（請負代金額の変更方法等）に基づき変更契約を行うとともに、工期延期及び部分払を行うこととする。

なお、工事約款第29条（不可抗力による損害）に基づく損害金の支払い請求があった場合の対応については、別途通知する。

（2）被災していない場合

原則として工事を続行するものとするが、受注者から特に希望があれば、受発注者協議のうえ、1（1）に準じて（損害金の支払いは除く）、工事の一時中止や打ち切りを行うことも可能とする。

2 現在履行中の建設工事に係る業務委託の取扱いについて

（1）被災した場合

受発注者協議のうえ、金沢市測量、設計等コンサルタント契約約款（以下「委託約款」という。）に基づき、原則、業務を一時中止することとする。なお、一時中止期間は年度内を目途とし、延長が必要であれば、一時中止期間の延長を行うこと。

① 業務を打ち切りする場合

（ア）残存価値のある既履行部分がない場合

委託約款第60条に基づき、受発注者の協議による合意解除を原則とする。その際の委託約款第30条（不可抗力による損害）に基づく損害金の支払いについては、別途通知する。

（イ）残存価値のある既履行部分があり、受注者から引渡しを受ける場合

委託約款第19条（設計図書等の変更）及び第26条（業務委託料の変更方法等）に基づき、引渡しを受ける部分のみを業務委託料とする減額の変更契約を行い、完了払を行った上で、業務を終了することとする（契約解除はしない）。

なお、委託約款第30条（不可抗力による損害）に基づく損害金の支払い請求があった場合の対応については、別途通知する。

② 業務を続行する場合

受発注者協議のうえ、業務を続行する場合は、必要に応じて委託約款第19条（設計図書等の変更）及び第26条（業務委託料の変更方法等）に基づき変更契約を行うとともに、履行期限の延長等を行うこととする。

なお、委託約款第30条（不可抗力による損害）に基づく損害金の支払い請求があった場合の対応については、別途通知する。

（2）被災していない場合

原則として業務を続行するものとするが、受注者から特に希望があれば、受発注者協議のうえ、2（1）に準じて（損害金の支払いは除く）、業務の一時

中止や打ち切りを行うことも可能とする。

3 不可抗力による損害の確認について

工事約款第29条及び委託約款第30条（不可抗力による損害）に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、建設工事については施工計画書・実施工程表・損害の状況写真等、業務委託については業務計画書・履行状況・損害の状況写真等により確認できることとするが、詳細については別途通知する。

4 工事等の中止について

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止について

工事約款第20条（工事の中止）第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされており、今般の地震により施工できなくなった工事についても、的確に対応すること。建設工事に係る業務委託についても、委託約款20条（業務の中止）第1項の規定に基づき、同様に扱うこと。

(2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事一時中止について

工事約款第20条（工事の中止）第2項において、発注者は必要があると認められるときは工事を中止させることができるとされており、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い応急復旧工事への対応等のため、受注者が特に希望する場合には、受発注者協議のうえ、工事の一時中止を指示することができる。建設工事に係る業務委託についても、委託約款20条（業務の中止）第2項の規定に基づき、同様に扱うこと。

5 提出書類

受発注者協議の結果、工事等を中止することとなった場合は、別紙「工事（委託）契約の一時中止について（依頼）」を監理課又は企業総務課まで提出すること。

6 予算の繰越について

工事等の一時中止に伴い必要となる予算の繰越措置について、留意すること。

○ ○ 号 外
令和 年 月 日
(年)

監理（企業総務）課長 様

○○課長

工事（委託）契約の一時中止について（依頼）

このことについて、下記のとおり契約を一時中止されたくお願いいたします。

記

1. 工事（委託）名
2. 場所
3. 請負額 円
4. 契約日 令和 年 月 日
5. 工事（委託）期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
6. 一時中止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
7. 受注者名
8. 一時中止理由